様式第64号(第17条関係)

|  |
| --- |
| 個人の事務所、事業所又は家屋敷に係る市民税申告書 |
| 年　　月　　日　　（提出先）小諸市長住　所　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　小諸市市税条例第36条の２第９項の規定により申告します。 |
| 事務所等の区別（該当するものを○で囲む。） | １　事務所　　２　事業所　　３　家屋敷 |
| 事務所等の所在地名称又は屋号等 | 所在地 |  |
| 名称屋号 |  |
| 納税管理人 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| （注）１　この申告書は、　　　　年１月１日現在市内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている個人の方が市内に住所を有していない場合、地方税法第317条の２第８項及び小諸市市税条例第36条の２第９項の規定により、３月15日が提出の期限となります。２　事務所、事業所又は家屋敷を持っているということは、その事務所、事業所又は家屋敷が現実に本人の所有であるかどうかは関係がなく、事業の必要により又は本人若しくは家族の居住のために設けたものを持っていることを指すものです。３　「家屋敷」とは、本人又は家族の居住の用にするために本人の住所地以外の場所に設けた住宅をいい、それは常に住める状態にあればよく、現に住んでいるかどうか又は本人の所有であるかどうかは、問いません。例えば、別荘、別宅、マンション、アパート等がこれに該当しますが、本人所有のものであっても、他人に貸し付けている住宅は、該当しません。４　新たにこの申告書を提出しなければならない方は、地方税法第300条及び小諸市市税条例第25条第１項の規定により「納税管理人」を定めなければならないこととされているので、第60号様式による申告書を併せて提出してください（小諸市市税条例第25条第２項の規定により市長の承認を受けたときを除く。）。５　この申告書を提出しなければならない方は、　　　　年度分市民税及び県民税の均等割額のみが課税されることになります。 |